

## 白井第三小学校区まちづくり協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、白井第三小学校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、第4条で定める区域の住民が安心・安全な日々の生活を送れるよう共通課題の解決を目標とし、市民・団体等が連携、協力して、さらに住みよい地域をめざしたまちづくりに寄与することを目的とする。

### (運営の原則)

第3条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障し、次の各号に掲げる事項を運営の原則とする。

- (1) 協議会の民主制を確保すること。
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けた取り組みを行うこと。
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること。
- (4) 住民等の意見や要望等を集約し、区域内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。
- (5) 政治活動及び宗教活動を行わないこと。

### (区域)

第4条 協議会の区域は、白井第三小学校区の範囲とする。

### (事務所)

第5条 協議会の事務所は、白井市学習等供用施設（富士センター）内に置く。

### (事業)

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関すること。
- (2) 防犯に関すること。
- (3) 交通安全に関すること。
- (4) 福祉・健康づくりに関すること。
- (5) 子育て支援に関すること。
- (6) 青少年の育成に関すること。
- (7) 地域の交流・活性化に関すること。
- (8) 地域活動の参加者・担い手の育成に関すること。
- (9) 環境に関すること。
- (10) 活動の広報に関すること。

### (構成員)

第7条 協議会は、第4条で定める区域に居住する個人、所在する法人及びその他の団体（以下「構成員」という。）によって構成する。

（組織）

第8条 協議会は、総会、役員会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

（役員）

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 12名以内
- (4) 部会長 5名
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名

2 役員は総会において構成員の中から選任する。

（役員の職務）

第10条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 5 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 6 監事は、協議会の会計又は必要に応じて協議会の資産及び事務の状況を監査する。

（役員の任期）

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

（事務局）

第12条 事務局は、協議会の円滑な運営を行うため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 協議会の運営に関すること。
  - (2) 構成員及び行政等との連絡調整に関すること。
  - (3) その他会長が必要と認めること。
- 2 事務局員の選考は、役員会において行う。
  - 3 事務局に広報委員会を置く。

（総会）

第13条 総会は、協議会の最高議決機関であり、会長が招集し、構成員から選出された代議員をもって構成する。

- 2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の10日前までに文書をもって代議員に通知しなければならない。
- 3 総会における議長は、出席した代議員の中から選出する。
- 4 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。
  - (1) 予算、決算、及び事業計画、事業報告に関すること。
  - (2) 役員の承認に関すること。
  - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (4) 第三小学校区まちづくり計画に関すること。
  - (5) その他必要と思われる事項に関すること。
- 5 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の3分の1以上から請求があったときを開催する。
- 6 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会の議事については議事録を作成し、出席者の内からの議事録署名人1名と議長により署名する。
- 8 区域内に居住する個人及び構成団体は、総会を傍聴することができる。
- 9 傍聴者は、議事について書面で意見を提出することができる。

(代議員)

第14条 代議員は、総会又は臨時総会において、第13条第4項に規定する事項について、審議決定する。

- 2 代議員は、別表1に定められた者をもって充てる。
- 3 代議員の任期は2年とする。ただし、欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 代議員は、再任することができる。

(役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し議長となる。
- 3 役員会は、役員会を構成する役員の2分の1以上の出席により成立し、出席した役員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第16条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の部会を置く。

- (1) 防災特別部会
- (2) 防犯・交通安全部会
- (3) 福祉・健康部会

(4) 子育て・青少年部会

(5) 地域活性・環境部会

2 部会は、構成員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会は、部会長が招集する。

(経費)

第17条 協議会の経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備し、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限りこの閲覧を認めなければならない。

(監査)

第19条 監事は、会計年度終了後速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(個人情報の保護)

第20条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重を行い、当初の目的以外の目的のために個人情報を利用してはならない。

(情報の公開)

第21条 協議会の会議録及び会計帳簿については、原則として公開する。

(委任)

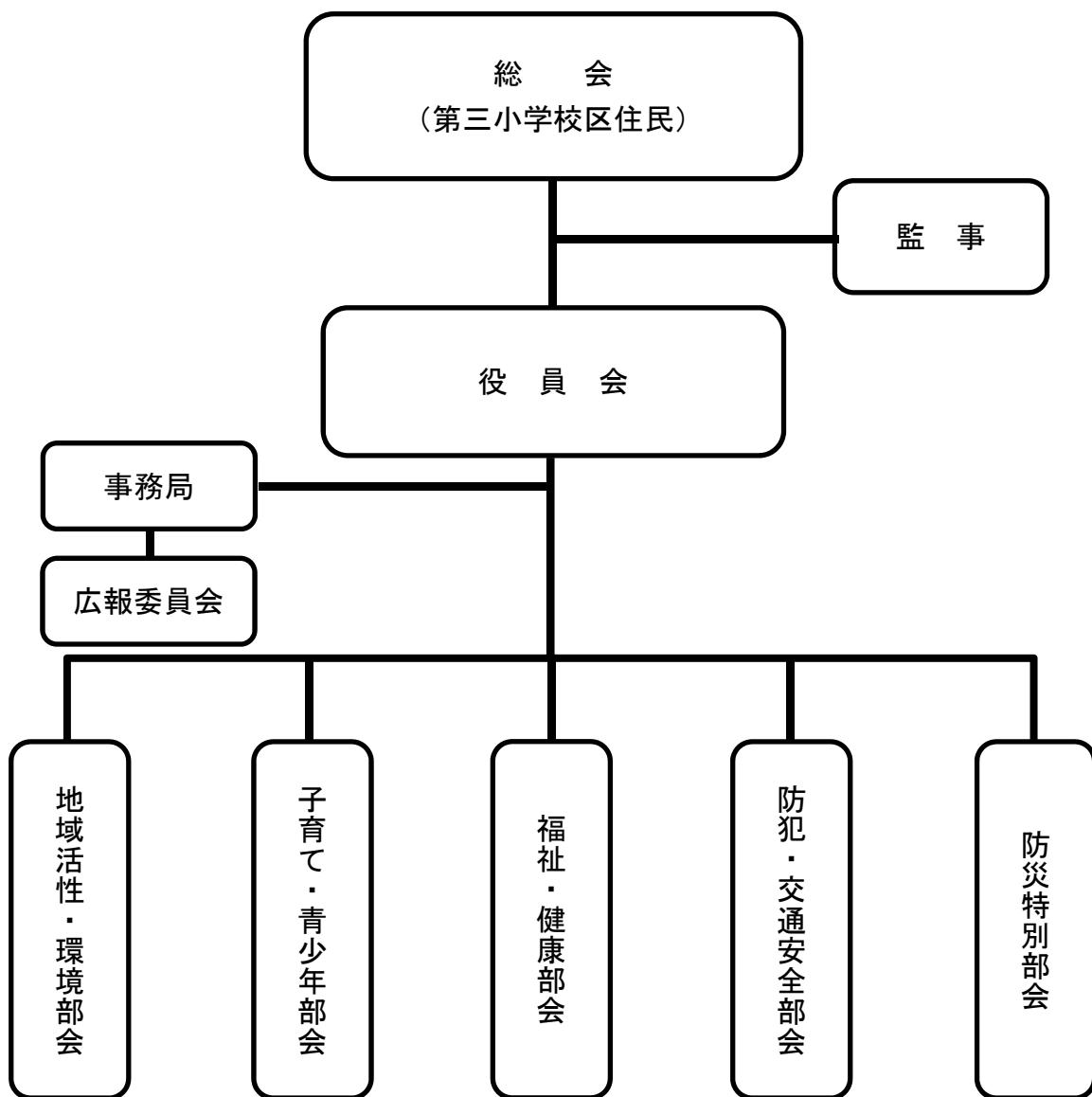
第22条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り別に定める。

## 附 則

1 (施行期日)

この規約は、令和4年2月6日から施行する。

## 白井第三小学校区まちづくり協議会組織図



別表 1

代議員	
白井市自治連合会第三小学校区支部	15人以内
構成団体	25人以内
公募	3人以内